

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により枕崎市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年7月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年7月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー枕崎店

枕崎市東本町6番5 外8筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和2年12月15日

3 意見の概要

(1) 「株式会社タイヨー」から提出された大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出については、交通渋滞や騒音、廃棄物問題等が生じないように、周辺地域の良好な生活環境の保持等に万全を期すこと。

(2) 当該店舗の北側及び東側には住居が密集しているが、夜間における騒音レベル最大値予測において、搬出入車両走行音や荷さばき施設から発生する作業音などにより、予測地点で騒音レベルが基準値を上回る結果となっている。

特に、荷さばき可能時間帯の変更に伴う夜間における騒音や設備機器及び車両による振動については、周囲への防音対策及び大型車両での搬出入時間・経路等について特段の配慮をされたい。